

議事日程 (3)

令和3年6月21日 午前10時00分開会

- 日程第1 議案第27号 芦屋町公共施設等総合管理計画策定検討委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議案第28号 芦屋町事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 第3 議案第29号 芦屋町町有墓地の設置及び管理に関する条例の制定について
- 第4 議案第30号 芦屋町企業誘致条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第31号 芦屋町学校給食センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 第6 議案第32号 町道の路線認定について
- 第7 議案第33号 令和3年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)
- 第8 議案第34号 緑ヶ丘団地エレベーター設置工事 (6棟) 請負契約の締結について
- 第9 承認第3号 専決処分事項の承認について
- 第10 承認第4号 専決処分事項の承認について
- 第11 承認第5号 専決処分事項の承認について
- 第12 発議第3号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について
- 第13 発議第4号 新型コロナウイルス感染症と闘う医療従事者等に対し敬意と感謝の意を表する決議について
- 第14 発委第2号 芦屋町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
-

【出席議員】 (12名)

- | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 1番 内海 猛年 | 2番 中西 智昭 | 3番 長島 毅 | 4番 萩原 洋子 |
| 5番 信国 浩 | 6番 本田 浩 | 7番 松岡 泉 | 8番 妹川 征男 |
| 9番 小田 武人 | 10番 川上 誠一 | 11番 横尾 武志 | 12番 辻本 一夫 |
-

【欠席議員】 (なし)

【 欠 員 】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 福田 雅代 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

| | | | | | |
|----------------|-------|------------|-------|----------|------|
| 町 長 | 波多野茂丸 | 副町長 | 中西新吾 | 教育長 | 三柘賢二 |
| モーターボート競走事業管理者 | 藤崎隆好 | 会計管理者 | 藤永詩乃美 | 総務課長 | 松尾徳昭 |
| 企画政策課長 | 池上亮吉 | 芦屋港活性化推進室長 | 水摩秀徳 | 財政課長 | 佐竹 功 |
| 都市整備課長 | 山下洋二 | 税務課長 | 村尾正一 | 環境住宅課長 | 小田武文 |
| 住民課長 | 溝上竜平 | 福祉課長 | 智田寛俊 | 健康・こども課長 | 志村亮二 |
| 産業観光課長 | 浮田光二 | 学校教育課長 | 木本拓也 | 生涯学習課長 | 本石美香 |
| ボートレース事業局次長 | 井上康治 | 企画課長 | 中野功明 | 事業課長 | 新開晴浩 |

【 傍 聴 者 数 】 4名

午前 10 時 00 分開会

○議長 辻本 一夫君

おはようございます。

ただいま出席議員は 12 名で、会議は成立いたします。それでは直ちに本日の会議を開きます。

○議長 辻本 一夫君

お諮りします。日程第 1、議案第 27 号から、日程第 13、発議第 4 号までの各議案については、それぞれの委員会に審査を付託しておりましたので、これを一括して議題とし、それぞれの審査結果の報告を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

まず、総務財政常任委員長に審査結果の報告を求めます。総務財政常任委員長。

○総務財政常任委員長 横尾 武志君

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、総務財政常任委員会委員長、横尾武志。

総務財政常任委員会、審査結果報告書。本委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

記、議案番号。

議案第 27 号、満場一致、原案可決。

議案第 32 号、満場一致、原案可決。

議案第 33 号、賛成多数、原案可決。

承認第 3 号、満場一致、原案可決。

承認第 4 号、満場一致、原案可決。

承認第 5 号、満場一致、原案可決。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

次に、民生文教常任委員長に審査結果の報告を求めます。民生文教常任委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

それでは報告します。

芦屋町議会議長、辻本一夫殿、民生文教常任委員会委員長、松岡泉。

民生文教常任委員会審査結果について、本委員会に付託された事件は、審査の結果が決定しましたので、会議規則第 77 条の規定により報告いたします。

議案第28号、賛成多数、原案可決。

議案第29号、満場一致、原案可決。

議案第30号、満場一致、原案可決。

議案第31号、満場一致、原案可決。

議案第33号、満場一致、原案可決。

議案第34号、満場一致、原案可決。

承認第3号、満場一致、原案可決。

発議第3号、賛成少数、原案否決。

発議第4号、満場一致、原案可決。

以上であります。報告を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で報告は終わりました。

引き続き、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から、閉会中の継続調査申出書が別紙のとおり提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまから、それぞれの審査結果の報告について質疑を行います。

まず、総務財政常任委員長に対する質疑を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、総務財政常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

次に、民生文教常任委員長に対する質疑を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

発議第3号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書についてですが、私は満場一致で意見書が採択されるものと考えてたんですけど、賛成少数ということですが、どういう理由づけで反対の意味というか反対意見というか、そういうのがあったと思うんですが、それを教えていただきたいと思います。

○議長 辻本 一夫君

松岡委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

妹川議員のほうから質問がありました発議第3号についてですけども、民生文教委員会では賛成少数、原案否決になっております。意見としては、討論の中では意見等はございませんでした。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

報告できるならば、賛成者が何人で反対者が何人であったか報告をお願いします。

○議長 辻本 一夫君

松岡委員長。

○民生文教常任委員長 松岡 泉君

表決の状況ですけれども、賛成2名、反対3名ということで否決でございます。

以上でございます。

○議長 辻本 一夫君

いいですか。そのほか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、民生文教常任委員長に対する質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから討論及び採決を行います。

まず日程第1、議案第27号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第1、議案第27号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第27号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第2、議案第28号の討論を許します。川上議員。

○議員 10番 川上 誠一君

議案第28号の事務手数料条例の一部改正は、情報通信技術の活用による行政手続に関わる関係者の利便性向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律、通称デジタル手続法の成立に伴い、個人番号通知カードの再交付手数料に関して改正を行うものであります。

改正内容は、行政手続のデジタル化推進の観点から、公的個人認証が搭載されたマイナンバー

カードの普及を図るため、個人番号通知カードの新規の交付及び再交付の手続が廃止になったことから、通知カードに関わる交付手数料及び再交付手数料を廃止するためのものであるとしており、マイナンバーカードの普及が目的であることは明らかなです。

そもそもマイナンバーカード制度は、マイナンバー法第1条で「行政運営の効率化及び行政分野におけるより公正な給付と負担の確保」を目的としています。社会保障の給付と税、保険料の負担を個人ごとに分かるようにし、給付を抑制し国の負担や大企業の負担を減らすため、財界から求められたものです。

マイナンバーは、登録した全ての人に12桁の個人番号を割り振り、社会保障・税・災害の3分野で個人情報の特定、確認ができるようにする仕組みでした。その後、菅政権はマイナンバーカードの全国民取得をデジタル政府、デジタル社会構築の大前提とし、健康保険、免許証、年金や公金の給付、行政手続、学校教育、各種免許や国家資格など生活のあらゆる分野でマイナンバーカードを使い、国家が一元管理したデジタル化を進めようとしています。所得や資産、医療、教育など膨大なデータが政府に集中し、国家による個人情報の管理が進むこととなります。

また、個人情報保護法の改定により、今までは民間事業者、行政機関、独立行政法人のそれぞれで管理していましたが、3つの個人情報保護法を統合し、分散管理を集中管理に変え、本人の同意なしに個人データを利活用しやすくなるようになりました。個人情報を分散管理し、なるべく集約できないようにして保護を図ってきた流れを変える動きも進められています。政府は「利便性の向上」と言いますが、障害者や高齢者などデジタルを使いこなすことが困難な条件や環境にある人、経済的事情でIT機器が利用できない人などへの具体的な対策は、「習熟せよ。」と求めているだけです。従来の書面、窓口での対面による手続がなくなっていくことによる利便性の後退の懸念は拭えません。

国民が望んでいるわけではないマイナンバーカードの2022年までの全員取得の押しつけはやめ、住民の目線に立ち、是非を問い直すべき制度であることを述べて、反対討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第2、議案第28号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第28号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第3、議案第29号の討論を許します。本田議員。

○議員 6番 本田 浩君

おはようございます。賛成の立場で討論させていただきます。

今、この墓地の問題というのは全国的にすごく関心のある話題となっております。特に自治体が関連するこの墓地については、保有数よりも応募者が多いといったような様々なことがある中で、今から少子化・高齢化と相まって、墓の管理、墓地の管理ということが非常に大切な時代になってくる中、町として5か所の墓地を保有するということで、町民の方々にこの条例を制定することによって可視化が図れることにより、非常に安心安全なまちづくりの一つになるかというのを思います。そのことをもって賛成といたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第3、議案第29号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第29号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第4、議案第30号の討論を許します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第4、議案第30号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第30号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第5、議案第31号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第5、議案第31号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第31号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第6、議案第32号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第6、議案第32号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第32号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第7、議案第33号の討論を許します。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

議案第33号、令和3年度芦屋町一般会計補正予算に反対討論をいたします。

芦屋港活性化推進費として芦屋港周辺の観光動向調査分析業務委託料400万円が計上されています。平成30年から今回までの芦屋港活性化推進費は、総合計6,800万円になるのではないかと試算しています。そのうち90数%以上が委託料であり、まさに「コンサルタント丸投げではないか。」としか思えません。

芦屋港レジャー港化は芦屋の海をテーマにして事業化するものであり、レジャー港化の舞台となる芦屋海岸はどうなってるのかと。荒廃化し続けている現状でレジャー港化を進めることは、環境破壊と財政難に陥ることになるのではと、私は危惧しております。私は5つの視点により問題点を指摘したいと思います。

2年前の令和元年第4回定例議会で、私の質問に対して推進室の室長は、1つ目、「芦屋海岸の砂の堆積、これに伴う飛砂について芦屋町として重要な課題と捉えている。」、「県に機会を捉えて要望を行っている。」、「芦屋港活性化推進委員会の審議においても、飛砂や堆砂を危惧する意見が多数出されている。」、「これに対して福岡県は、「抜本的な対策を講じる。」という発言もされている。町としては芦屋海岸、里浜を同様に対応していただくよう要望を行っている。」と答弁されています。しかし、一向に進行していないのではないのでしょうか。それどころか、ますます荒廃化し続けている現状をどう認識されているのでしょうか。

2つ目、令和2年第2回定例議会で、県による里浜づくり事業における令和2年度以降の追加整備に関わる経過の報告を受けましたが、「地下水塩分濃度を調査後に、植樹可能な場合は中堤防の左側周辺に追加で松を植樹することを検討する。」となっていますが、現地を歩いてみれば、砂浜は防砂堤からしみ出た海水でぬかるみ状態、ずぶずぶ状態です。このような状態で松を植えても育つはずがありません。どうしてこんなことを検討するのでしょうか。望海団地の前ののり面へ試験植樹についてですが、「成長し密集した松林を間引きしなければなりません、望海団地前ののり面に試験的に移植することを検討する。」となっています。砂地で育った松をどうやって掘り上げ、移植するのか。試験植樹とはいえ、こんな非現実的なことを真剣に検討すること自体ナンセンスではないのでしょうか。

3つ目は、県は芦屋の里浜づくりの維持管理システムに関することとして、「美しい松原をつくり育てるために適切な管理と温かく見守る心が必要であり、芦屋の里浜づくり協議会を立ち上げ、アダプト制度によりボランティアを募って、松葉がき等の活動を行っていきます。」と明言しながら、まだ立ち上げていません。植樹して既に10年がたっています。

4つ目、芦屋港活性化基本計画には「里浜事業は、芦屋港の臨港地区の緑地帯として整備されており、今後は他の緑地帯や芦屋港との回遊性を生み出すことが必要」と記載し、「松林の育成には地域住民が愛着をもって守り育てていく必要がある」としていますが、何ら動きはありません。

5つ目、令和2年5月に芦屋港活性化推進委員会は芦屋港活性化基本計画の変更に関する答申書を提出していますが、附帯意見書も提出しています。その文面には、「飛砂対策や景観、交通安全対策に十分に重視」とあります。しかし飛砂対策として打ち出した里浜づくりの松植樹は、見るも哀れな姿となっています。加えて、防砂フェンスを延長したために海が見えなくなっており、景観台なしではありませんか。芦屋生まれの芦屋育ちの執行部の皆さんたちが、このような現実には背を向けていることが、よその者と言われている妹川には非常に不可解でなりません。

上記の様々な問題点を未解決のままに県が事業主体のボートパーク及び町が事業主体のレジャー一港化を進めることは、町民の願いを無視したものであり危険極まりない事業です。一度立ち止まって、芦屋海岸の現状そして里浜づくりについて検証を町独自で行うことに予算を使うことが

必要ではありませんか。よって、このレジャー港化を進めるための一般会計補正予算に反対いたします。以上。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

芦屋町一般会計補正予算（第1号）、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の補正予算では、新型コロナウイルスの集団接種会場で時間外勤務する職員の人件費や前回も発売した割引バス共通乗車券の補助金、ほかには130周年記念事業に関するものや芦屋港周辺の観光動向調査分析業務委託などが計上されております。

ワクチンの集団接種会場では土日も職員の方々が出勤されており、その人件費は必要な経費であります。また、コロナ禍で外出控えが進む中、割引バス共通乗車券を販売することで利用者の負担軽減、公共交通の促進にもつながると考えます。さらに、芦屋港周辺の観光動向調査分析業務委託では、今まで全天候型施設の活用は砂像の屋内展示を基本に考えられていましたが、特にコロナ禍により観光動向も大きく変化し、先が見えない状況下で施設の整備を現時点で決定するには非常にリスクを伴い、臨機応変な対応が求められていると考えていました。

そのため、砂像に限定せず今後の全天候型施設の具体的な活用方法をしっかり検討する上で、今回計上されている業務委託費は、その方向性を決めるための根拠となる重要なデータ収集の費用であるため必要であると私は考えます。

以上で、賛成討論を終了いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第7、議案第33号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成多数であります。よって、議案第33号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第8、議案第34号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第8、議案第34号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、議案第34号は原案を可決することに決定いたしました。

次に日程第9、承認第3号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第9、承認第3号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第3号は承認することに決定いたしました。

次に日程第10、承認第4号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第10、承認第4号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第4号は承認することに決定いたしました。

次に日程第11、承認第5号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第11、承認第5号について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、承認第5号は承認することに決定いたしました。

次に日程第12、発議第3号の討論を許します。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

1番、内海です。発議第3号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について反対の立場で討論いたします。

選択的夫婦別姓制度とは、夫婦が望む場合には婚姻後も夫婦がそれぞれ結婚前の姓を使用することを認める制度です。しかし、民法第750条は「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する。」と規定しています。そして、その規定を受けて戸籍法第74条及び第14条第1項は、夫婦の姓が同一であることを前提として戸籍を作成することを規定しています。

現実には女性が姓を改めることが圧倒的な多数となっており、女性に対して姓の変更を強要するものであることや、女性の社会進出等に伴い姓を改めることで社会的な不便・不利益が指摘されたことなどが背景にあり、今回、本議会に選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書が提出されたものと考えております。

選択的夫婦別姓制度の法制化には国のほうでも、「夫婦別姓では、日本の伝統や家族の絆が失われる」、「旧姓の通称使用の拡大を目指すべき」などと、まだまだ議論を深める必要があるとのことで意見が分かれているところであります。私も親子関係の在り方など、家族に関わる課題があるのではないかと考えていますし、正直判断に苦しむところでございます。現実、町民から選択的夫婦別姓制度の法制化についてお話を聞いたことは今までございません。町民の中でもこの法制化についての議論が進んでいないように感じております。

私は町民から負託を受け、賛否の判断をしなければなりません、家族の在り方の根幹に関わることであり、まだまだ議論をすることが必要だと考え、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書については反対をいたします。

以上です。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。妹川議員。

○議員 8番 妹川 征男君

この意見書について、内容について少しダブるところもありますが、私が知り得ている内容な

いしは見解についてですね、お話したいと思います。それで、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書に賛成者として賛成討論を行います。

今日、結婚する際に同姓も別姓も選べるようにする選択的夫婦別姓をめぐり、意見書を可決する自治体が相次いでいます。1988年の2月の最高裁判決は、氏とか氏名とは何かについて、個人として尊重される基礎であり、人格の象徴として人格権の内容を構成するものであるとしております。一方、2015年12月の最高裁判決は、結婚に際して夫婦が同姓にすることを明記している民法第750条は、違憲ではなく合憲としました。「選択的夫婦別姓制度を採用するか否かを含め、国会で論ぜられる判断すべき事項にほかならない。」とも判決文中にあります。その中で裁判官は、15名の中に女性が3名おられるようですが、10対5で「民法第750条は違憲ではない。」ということですが、女性の3名の裁判官は3名とも「違憲である。」と、「第750条は違憲である。」と。「同姓にすることについては違憲である。」という、女性裁判官は言われていると言われています。判決後、婚姻において夫婦の同姓を強いる民法第750条は、自己の意に反して改姓を余儀なくされるものに対する人格権の侵害であり、不合理な差別であり、憲法第13条の違反に当たるという声が国民的な声として大きくなっています。

民法第750条が夫婦は同姓にしなければならないとしている結果、互いに旧姓を維持したいという心情を持つ夫婦は法的に婚姻することができず、事実婚、旧姓を通称使用する夫婦にとって法律婚の効果を享受できない不利益を被っており、心情による差別の中で生活を送っている家庭があるということを私たちは認識する必要があると考えます。厚生労働省人口動態調査によれば、婚姻に当たり95.5%の夫婦において女性が姓を変えており、看過しがたい不平等が生じているというほかありません。改姓により生じる職業上及び生活上の不利益のほとんどを女性が被っている実態は、男女共同参画社会基本法、女性活躍の推進にも明らかに逆行していると言わざるを得ないのではないのでしょうか。

選択的夫婦別姓に反対する理由として、根強い家制度、「妻が夫の名を名乗るのは当然だ。」、「生まれてくる子供の名前はどうなるのか。」、「家族の一体感が失われる。」、夫婦同姓は日本の伝統的文化の考えが根強くあるようです。まだまだ、男尊女卑の意味合いのものが根底にあるような気がします。しかし、夫婦が同姓にしなければならないのは日本だけだと言われており、日本は人権に対して後進国と言わざるを得ません。意見書にもあるように国連女子差別撤廃委員会から指摘されても仕方がないのではないかと思います。社会学、山口一男氏が経済産業研究所客員研究員として書かれたコラムには、「選択的別姓と個人の自由の価値では、他人の家庭に姓が2つあっても隣人の私の人権は何ら奪われない。関係ない。自分の氏を変えたくないのに変えさせられているという深刻な人権侵害を救うほうが、よほど優先度が高いだろう。」と書いています。

憲法の個人の尊重という基本原理に基づいて、これから結婚していく夫婦の人権と尊厳を守り、

自分のままで結婚したいという人たちの願いをかなえられるような、カップルに対し選択的夫婦別姓制度を導入すべく、民法第750条の改正のために私たち議会は思想や心情や制度を問わず、芦屋町議会として求めていこうではありませんか。

以上をもって、賛成討論といたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほか。萩原議員。

○議員 4番 萩原 洋子君

4番、萩原です。発議第3号、選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書について反対の立場で討論させていただきます。

選択的夫婦別姓をめぐるっては、現在、国レベルでも検討されているものです。私はこの問題には戸籍制度を維持し、子供に不利益が生じないよう配慮を必要とする重要な課題があると考えます。法務省のホームページでも、制度導入について婚姻制度や家族の在り方と関係する重要な問題であるため、国民の理解の下に進められるべきものと考えを示しております。

このような点を踏まえると、私はまだまだ町内の理解が進んでいるとは思えず、芦屋町議会でも議員間で議論したのは1度だけとなっている現状を鑑みますと、今回の意見書提出は時期尚早であると考えます。また現在3夫婦が、同一の姓を称するよう定めた民法と戸籍法の規定は違憲とし、事実婚夫婦が別姓での婚姻届受理を求め、今月23日に最高裁で憲法判断が示される見通しとなっています。どのような判断が示されるのか、その結果を待ち、町内も含め社会の機運等の様子を見てからでも意見書提出は遅くないと考えます。議会として意見書を提出する場合は、さらに議論を深める必要があると考え、私はこの発議に対して今回は反対の立場を取らせていただきます。

以上で、反対討論を終了いたします。

○議長 辻本 一夫君

そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第12、発議第3号について、委員長報告は原案否決であります。

したがって、原案について採決します。原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙手〕

○議長 辻本 一夫君

賛成少数であります。よって、発議第3号は原案を否決することに決定いたしました。

次に日程第13、発議第4号の討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第13、発議第4号について、委員長報告のとおり原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

〔挙 手〕

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発議第4号は原案を可決することに決定いたしました。

次に、それぞれの常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の調査について、それぞれ再付託の申出がっております。つきましては、これを申出のとおり再付託することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

次に、新たな議案が提出されております。

日程第14、発委第2号を議題といたします。

お諮りします。日程第14、発委第2号については、議会運営委員長より提出されたものであります。この際、提出者の趣旨説明、質疑及び委員会付託を省略し、直ちに討論を行った後、採決を行いたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

ただいまから討論を行います。

日程第14、発委第2号について討論を許します。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 辻本 一夫君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから採決を行います。

お諮りします。日程第14、発委第2号について、原案を可決することに賛成の方の挙手をお願いします。

[挙 手]

○議長 辻本 一夫君

満場一致であります。よって、発委第2号は原案を可決することに決定いたしました。

以上で、討論及び採決を終わります。

○議長 辻本 一夫君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、併せて令和3年第2回芦屋町議会定例会を閉会します。

長い期間の御審議、お疲れさまでございました。

午前10時39分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

年 月 日

議 長

署名議員

署名議員